

令和4年度

財政援助団体監査結果報告書

(下市萱区、田人里山再生委員会、i-step 株式会社)

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員 増 子 裕 昭
同 大和田 了 寿
同 安 田 成 一
同 福 嶋 あずさ

財政援助団体監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象年度 令和3年度

2 監査の対象及び実施日

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 補助事業者 | 下市萱区 |
| ア 補助金名 | いわき市地域集会施設特例整備費補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 地域振興課 |
| ウ 実施日 | 令和4年11月7日 |
| (2) 補助事業者 | 田人里山再生委員会 |
| ア 補助金名 | いわき市まち・未来創造支援事業補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 地域振興課 |
| ウ 実施日 | 令和4年11月9日 |
| (3) 補助事業者 | i-step株式会社 |
| ア 補助金名 | いわき市地域共生社会まちづくり事業補助金 |
| イ 所管部局 | 保健福祉部 地域包括ケア推進課 |
| ウ 実施日 | 令和4年11月7日 |

3 監査の主な着眼点

- | | |
|--|--|
| (1) 所管部局関係 | |
| ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。 | |
| イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 | |
| ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。 | |
| エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 | |
| オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。 | |
| カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。 | |
| キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 | |
| (2) 団体関係 | |
| ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実 | |

績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の方法

現地に赴き、各団体の責任者等の立会いのもと、事業の概要について説明を受けるとともに、関係書類や諸帳簿等の内容を調査し、必要に応じて関係職員に質問する等の手法により監査した。

5 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

市民協働部

<監査の結果>

各補助金とも、所管部局においては規則等に基づきおおむね適正に交付されており、また、財政援助団体においては、補助金の交付の目的及び事業計画に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、適正に事務処理されたい。

各財政援助団体が実施した補助事業の概要及び監査結果については、後述のとおりである。

【補助事業の概要及び監査結果】

1 補助事業者 下市萱区

(1) 補助金の名称 いわき市地域集会施設特例整備費補助金

(2) 事業概要

ア 目的 財産区が当該財産区の区民の福祉を増進することを目的として、当該区民により構成される自治会等が行う集会施設の新築・修繕等に要する費用のうち、財産区の会計から市の一般会計へ繰入れした額を市が補助金として交付する。

イ 施設概要 新田多目的集会所
いわき市三和町下市萱字新田175番地の6

ウ 構造等 木造平屋建 延床面積 63.60㎡

(3) 決算状況

収支決算書 (単位：円)

科 目		予算額	決算額
収入の部	市補助金	4,884,000	4,884,000
	計	4,884,000	4,884,000
支出の部	修繕工事費	4,884,000	4,884,000
	計	4,884,000	4,884,000

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市地域集会施設特例整備費補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 地域振興課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市地域集会施設特例整備費補助金交付要綱に基づき、澤渡財産区特別会計が

ら市の一般会計へ繰入れした額で、修繕に要した費用（4,884,000円）とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金4,884,000円は、令和4年2月3日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 補助事業者 田人里山再生委員会

(1) 補助金の名称 いわき市まち・未来創造支援事業補助金

(2) 事業概要

ア 目的 市民活動の促進を図るため、市内で、地域課題の解決や市民サービス
を高める社会貢献活動として市民に還元される効果のある公益的活動を
行う市民活動団体に対し、事業費の一部を補助する。

イ 施設概要 田人ワークキャンプ・ビレッジ
いわき市田人町南大平字高松77番地の1

ウ 構造等 木造スレート葺2階建 延床面積 92.74㎡

(3) 決算状況

収支決算書 (単位：円)

科 目		予算額	決算額
収入の部	事業収入	260,000	118,000
	市補助金	5,000,000	3,335,000
	その他助成金	5,000,000	4,603,000
	自主財源	2,088,463	1,487,391
	計	12,348,463	9,543,391
支出の部	報償費	0	6,240
	委託料	712,492	115,400
	工事請負費	5,519,971	7,215,233
	消耗品費	393,500	248,869
	原材料費	5,143,400	1,641,961
	使用料・賃借料	90,000	0
	保険料	192,200	155,300
	印刷製本費	0	17,600
	食糧費	56,000	318
	備品購入費	240,900	0
	通信運搬費	0	134,770
	振込手数料	0	7,700
	計	12,348,463	9,543,391

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 地域振興課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱に基づき、補助限度額（5,000,000円以内）の範囲内で、補助対象経費から県補助金（4,603,000円）を除いた額の4分の3の額（3,335,000円）とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金3,335,000円は、令和3年5月13日に2,500,000円、令和4年5月2日に835,000円が交付され、それぞれ同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

<是正改善を要する事項>

1 所管部局関係（その1）

補助金の交付事務において、補助金額の算定が適切でない例が認められた。

（地域振興課）

※ いわき市まち・未来創造支援事業補助金の交付事務において、交付要綱第6条及び別表第2により補助対象経費が規定されている。今回、新築に係る工事請負費を算定していたほか、一部規定に依らない費目について「その他必要経費」として認め、補助金額を算定し確定していたが、その理由や経緯が明確にされていなかった。

なお、交付要綱の内容については実情を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直すなど、効果的な補助制度の運用を図られたい。

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該補助事業等実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者等に通知するものとする。

いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱

（補助対象経費）

第6条 （略）

- 2 まちづくり活動（ハード）支援事業の対象となる経費は、別表第2のとおりとする。
- 3 第1項、第2項に掲げる経費であっても次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。
 - (1)～(4) （略）
 - (5) 自主施工を行う場合の重機、工具等の購入費
 - (6)～(7) （略）

別表第2（第6条関係）

費目	経費の種類
燃料費	機材や車両等にかかる燃料費
委託料	設計委託費、監理委託費など、事業を達成するために必要かつ専門的技術・知識を必要とし、自ら行うことが困難な業務についての専門家への委託経費等
賃借料	車両・機材・機具のレンタル・リース料
<u>工事請負費</u>	<u>建造物の改築、修築を行うための建築工事、設備工事、外構工事に要する材料費、労務費、資材運搬費</u>
<u>原材料費</u>	セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
<u>その他</u>	上記費目以外の費目で市長が必要と認める経費

2 所管部局関係（その2）

補助金の交付事務において、前年度決算書等の添付がないまま受理し、交付決定を行っていた。

（地域振興課）

※ いわき市まち・未来創造支援事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書及び交付要綱第9条別表第6の規定による団体の前年度決算内訳書・今年度予算内訳書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市まち・未来創造支援事業補助金交付要綱

（申請書の提出期日等）

第9条 1～3 （略）

4 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、別表第6に掲げるとおりとする。

別表第6（第9条関係）

補助金の種類	申請書の添付書類
まちづくり活動（ハード）支援事業	団体概要（第7号様式） まちづくり活動ハード支援事業調書（第8号様式） 事業効果分析書（第9号様式） 実施団体の定款、規約 <u>団体の前年度決算内訳書・今年度予算内訳書</u>

保健福祉部

<監査の結果>

補助金は、所管部局においては規則等に基づきおおむね適正に交付されており、また、財政援助団体においては、補助金の交付の目的及び事業計画に基づきおおむね適正に執行されていると認められた。

財政援助団体が実施した補助事業の概要及び監査結果については、後述のとおりである。

1 補助事業者 i-step株式会社

(1) 補助金の名称 いわき市地域共生社会まちづくり事業補助金

(2) 事業概要

ア 目的 地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進に資する取組みのうち、地域課題に対応することを目的とした先駆的かつ今後の先例・模範となる活動を行う民間企業等に対し補助金を交付する。

イ 施設概要 キッチンカー 1台

(3) 決算状況

収支決算書 (単位：円)

科 目		予算額	決算額
収入の部	市補助金	3,067,000	3,067,000
	自主財源	1,069,830	1,069,830
	計	4,136,830	4,136,830
支出の部	車両購入費	4,090,000	4,090,000
	諸経費	46,830	46,830
	計	4,136,830	4,136,830

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市地域共生社会まちづくり事業補助金交付要綱

(5) 所管部局 保健福祉部 地域包括ケア推進課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市地域共生社会まちづくり事業補助金交付要綱に基づき、補助限度額(5,000,000円)の範囲内で、補助対象経費の4分の3の額(3,067,000円)とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金3,067,000円は、令和3年8月31日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。

